

## 7. 維持管理

### 7.1 維持管理内容と実施主体

モニタリングの結果を反映させ、維持管理を行っていく。

維持管理の主体は野川自然の会が行う。ただし、専門的な事項、河川施設としての機能上必要な事項については、東京都が実施する。

いずれの場合においても両者の協議を経て実施していく。

表-7.1 維持管理内容と実施主体

維持管理項目		主な内容	箇所	実施者*
陸上	植生管理	伐採、除草等	草地等	団体+行政
	形状維持	池等の際の補修等	池際、湿地際等	団体+行政
水中	植生管理	水生植物の伐採・刈取り、除草、間引き等	池、湿地、田んぼ周辺、水路 等	団体+行政
	底質管理	浮泥の除去、ヨシ等の枯葉枯茎の除去 等	池、湿地、田んぼ周辺、水路 等	団体+行政
環境管理	水管理	ため池からの導水量の調整、湿地・池の水深等導水した水に関する管理	取水口、導水管、水路、田んぼ、湿地 等	団体+行政
		日常的な水量調整のためのバルブ等の操作	堤内地側バルブ等	団体
		出水時の野川に面したゲート等の操作・確認	野川側ゲート	団体+行政
		渇水時における給水管バルブ等の操作	雨水貯留施設	団体
施設管理	取水施設等の管理	取水口のバルブ等の管理・修繕	取水施設	行政
	雨水貯留施設	集水施設等の日常的な清掃・管理	雨水貯留施設	団体
		雨水貯留施設及び浄化装置の管理・補修	雨水貯留施設	団体+行政
	活動支援施設	日常的な清掃	清掃、日常的な維持管理（電球交換等）	団体
		施設の補修等	塗装、雨漏対策 等	行政
	利用促進施設	木道、観察台等の補修	湿地、池際等	団体+行政
外来種	外来種対策	状況により外来種の駆除等	除去等	団体+行政

\*「団体」は、野川自然の会を指す。

## 7.2 モニタリング・維持管理の体制

協議会は、主に調整機関・情報交換機関として、運営をしていく。

- ・実施計画案の協議
- ・維持管理・モニタリングの方向性・内容等についての協議
- ・モニタリングの情報交換 等

図-7.1 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会の役割

維持管理・運営やモニタリング等を行う団体として、野川自然の会が設立された。現在、東京都北多摩南部建設事務所と、野川自然の会は維持管理・モニタリングに関する覚え書きを締結している。今後ともこの体制を維持発展させていく。

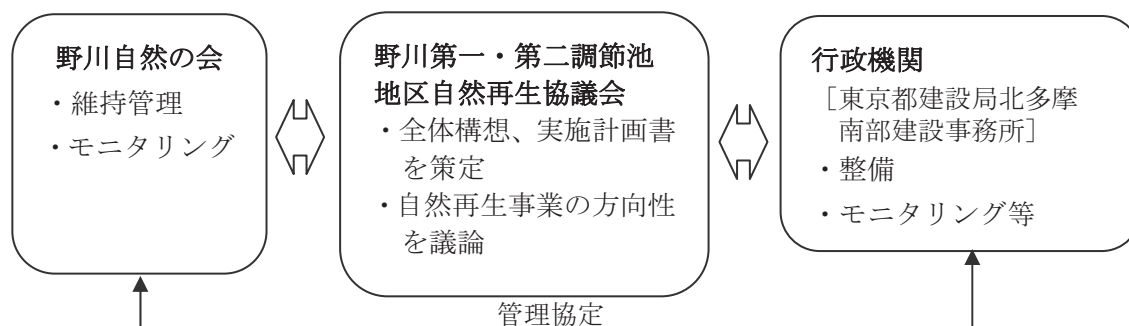


図-7.2 協議会・管理運営団体・行政機関の位置づけ

野川自然の会、協議会、行政機関の役割分担は表-7.2のとおりとする。

表-7.2 各組織の役割

組織名	実施していく事項
野川自然の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的な維持管理及び実施方法の検討</li> <li>・ モニタリング（市民や市民団体の特性を活かした作業・調査）及び実施方法の検討</li> <li>・ モニタリングを受けて維持管理方針や方法の検討</li> <li>・ 今後の整備の方向性の検討</li> <li>・ 利用ルールの検討 等</li> </ul>
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設整備</li> <li>・ 専門的な事項、河川施設としての機能上必要な維持管理</li> <li>・ 専門的調査を必要とするモニタリング</li> </ul>
野川第一・第二調節池 地区自然再生協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施計画案の協議</li> <li>・ 維持管理・モニタリングの方向性・内容等についての協議</li> <li>・ モニタリングの情報交換</li> </ul>